

各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度取扱要綱

（平成２５年３月２９日決裁）

（趣旨）

第１条 この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項の住宅改修又は法第５７条第１項の住宅改修に係る保険給付（以下「居宅介護住宅改修費」という。）の受領委任払い及び代理受領（以下「受領委任払い制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（住宅改修に対する居宅介護住宅改修費の支給）

第２条 法第４１条第１項に規定する要介護被保険者又は法第５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、法第４５条第１項及び法第５７条第１項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を、各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修及び各務原市高齢者住宅改善助成事業に係る事業者の登録制度取扱要綱（平成２５年３月２９日決裁）の規定により市の登録を受けた事業者（以下「住宅改修改善施工事業者」という。）の施工により行った場合は、市長は、次条第１項に規定する代理受領による居宅介護住宅改修費の支給をすることができる。

（居宅介護住宅改修費の代理受領）

第３条 住宅改修改善施工事業者は、居宅要介護等被保険者が当該住宅改修改善施工事業者により住宅改修を施工したときは、当該居宅要介護等被保険者からの委任により、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該住宅改修の施工に要した費用について、居宅介護住宅改修費として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

２ 前項の規定による居宅介護住宅改修費の支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し居宅介護住宅改修費の支給があったものとみなす。

（事前審査）

第４条 居宅要介護等被保険者が受領委任払い制度の適用を受けようとするときは、住宅改修を施工する前に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、法第４５条第４項に規定

する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第57条第4項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額（以下「法支給限度基準額」という。）により審査を行うものとする。

3 居宅要介護等被保険者は、第1項の規定により提出した申請書に変更が生じたときは、改めて申請書を提出しなければならない。

4 居宅要介護等被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い制度を適用しないものとする。

（1）法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた住宅改修であるとき。

（2）法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。

（3）法第67条第1項に規定する保険給付の支払の一時差止を受け、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。

（4）法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

（改修費等の受領）

第5条 住宅改修改善施工事業者は、第3条の規定による居宅介護住宅改修費の代理受領をする場合は、当該住宅改修の完了後に、居宅要介護等被保険者から当該住宅改修に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

（領収証）

第6条 住宅改修改善施工事業者は、前条の支払を受けたときは、居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、住宅改修の施工について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、居宅介護住宅改修費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

（審査及び支払）

第7条 居宅要介護等被保険者は、受領委任払い制度に係る居宅介護住宅改修費の支給を申請するときは、第4条第1項の規定により事前に審査を受けた申請書に、前条第1項の領収証及び住宅改修を行ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、法支給限度基準額に照らして審査し、支給又は不支給の決定をし、居宅要介護等被保険者に住宅改修費支給決定通知（受領委任）（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により居宅介護住宅改修費の支給の決定をしたときは、住宅

改修改善施工事業者に住宅改修費支給決定兼支払通知（受領委任）（様式第 3 号）により通知し、居宅介護住宅改修費の支払をするものとする。

（返還）

第 8 条 市長は、受領委任払い制度により居宅介護住宅改修費の支払を受けた住宅改修改善施工事業者が、偽りその他不正の手段によりその支払を受けたときは、当該居宅介護住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 4 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 28 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い用】

フリガナ		保険者番号		2	1	2	1	3	4
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女						
住所	〒 電話番号 —								
住宅の所有者	本人との関係（ ）								
改修の内容、箇所及び規模	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材の変更 4. 扉の取替え 5. 便器の取替え	住宅改修事業所番号							
		事業所名称	電話番号 —						
		着工日	年 月 日						
		完成日	年 月 日						
改修費用	円								
（宛先）各務原市長 上記のとおり関係書類を添えて受領委任払いにて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 なお、当該給付費の受領については下記の者に委任します。 年 月 日 申請者 住 所 （委任者） 氏 名 電話番号 —									
上記委任の件承諾しました。 なお、当該給付費の支給については既に届出済みの代理受領に係る登録口座に振り込みください。 年 月 日 受任者 住 所 事業者（所）名 代表者氏名 電話番号 —									

【注意】・事前申請時は、この申請書に、住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）、工事費見積書、住宅改修の完成予定の状態が分かるもの（写真、簡単な図を用いたもの）を添付して下さい。

- ・工事終了後は、領収証、工事費内訳書、完成後の状態が確認できる書類等、住宅の所有者の承諾書（改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合）を提出して下さい。
- ・申請時には、被保険者証を提示して下さい。

※市役所記入欄

前受付・確認	事前申請結果	（事前承認確認） ☐ 理由書 ☐ 見積書 ☐ 完成状態の状態が分かるもの	（完成後確認） ☐ 領収書 ☐ 工事費内訳書 ☐ 完成確認書類 ☐ （承諾書）	（決定情報） 決定日 年 月 日 保険請求額 円 利用者負担額 円 支給決定額 円
（要介護状態区分） 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		（被保険者区分） 1号・2号	（区分） 1. 一般 2. 支払い方法変更 3. 給付額減額	（保険料滞納状況） 有・無

各務原市長 印

年 月利用分
住宅改修費支給決定通知
(受領委任)

先に申請のありました住宅改修費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
保 険 対 象 額			
給 付 の 種 類			
支 給 金 額			
不支給・減額の理由			

上記、支給金額は住宅改修工事を行った事業者に支払われます（受領委任払い）。

※「受領委任払い」とは、利用者が住宅改修費の受領権を事業者に委任することで、利用者の支払いを 1 ～ 3 割で済むようにし、一時的な負担を軽減するための制度です。

問い合わせ先

不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に岐阜県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に各務原市を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の 1 から 3 までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

各務原市長 印

住宅改修費支給決定兼支払通知
(受領委任)

住宅改修費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。なお、住宅改修費は、事前に登録された口座に振り込みます。

	受付年月日	被保険者番号	被保険者氏名	利用月	保険対象額	支給決定額	決定年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

問い合わせ先